

令和2年度 農地中間管理事業の推進方針

令和2年3月

静岡県経済産業部
(一社) 静岡県農業会議 (農業委員会ネットワーク機構)
(公社) 静岡県農業振興公社 (農地中間管理機構)

本県農業が成長産業として発展していくためには、ビジネス経営体や認定農業者等の担い手を核とした力強い農業構造を構築していくことが重要である。

このため、農地中間管理事業（以下、「農地バンク事業」という。）による担い手への農地の集積・集約化を一層推進し、担い手の農業経営の規模拡大、省力化・低コスト化を支援する。

令和元年度の農地バンク事業関連法の改正に伴い、行政及び農業委員会がより主体的に農地の集積・集約化に取り組むことが明確化されるとともに、手続きの簡素化、農地利用集積円滑化事業との統合一体化を進めることとなった。

これを受け、本県においても新制度への移行を滞りなく進めるとともに、現場の関係者における役割分担の明確化と一層の連携強化を促し、関係者が一丸となって、農地バンク事業の推進に取り組んでいく。

特に、昨年度から取組を開始した「人・農地プラン」の実質化については、関係機関や農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し、工程表に基づき、今年度末までのプランの作成に取り組んでいく。その上で、近い将来、耕作者が不在となる農地や今後の中心経営体を明確にし、中長期的な農地の集積・集約化を見据えた担い手とのマッチングを進めていく。

また、農業農村整備事業と連動した農地バンク事業の取組を強化することで、担い手への農地の集積・集約化を一層推進する。

1 農地バンク事業による農地集積目標

農地バンク事業を活用した農地集積面積	1,200ha
--------------------	---------

※市町毎の農地集積目標面積は別紙参照

2 重点的に取り組む事項

(1) 人・農地プランの実質化と農地バンク事業を連動させた推進

- ・ 市町は、後述の「推進チーム」における関係機関と連携の上、アンケートに基づく農地情報の図示化を進めるとともに、地域の話合いに基づく中心経営体への農地の集約化に係る将来方針等を取りまとめ、人・農地プランの実質化に取り組む。
- ・ さらに、今後耕作者が不在となる農地を明確にし、中長期的な農地の集積・集約化を見据えた担い手とのマッチングを進め、農地バンク事業の活用を促す。
- ・ 県は、産地の維持・発展や担い手育成等の観点から、地域の話合いへの助言等を行うほか、人・農地プラン実質化の工程表未作成地区のうち、農業振興を図る上で、実質化が必要と考えられる地区については、市町に対して取組を促し、新たな農地バンク事業の活用につなげていく。

(2) 重点実施区域における農地バンク事業の着実な推進

- ・ 農地バンク事業の重点実施区域（以下、「重点実施区域」という。）での農地集積・集約化を推進するため、推進チームにおいて、以下のとおり進捗管理を行い、計画的かつ着実な農地バンク事業活用の促進を図る。
- ・ 重点実施区域での具体的な取組については、取組区域ごとに年間スケジュールや集積目標面積を定めて計画的に推進する。
- ・ 農林事務所ごとに定期的に関係機関が集まって検討を行う「地域連絡会議」により、地域の話合いが進み、農地集積の機運が高まった区域は、重点実施区域に位置付けるよう働きかけるとともに、地域連絡会議や県庁の農業・農地連携推進会議等の場において進捗状況の管理を行い、課題の抽出や解決策の検討を行うとともに、必要な対策を講じる。
- ・ 各重点実施区域における現地活動を加速させるため、区域ごとに、県、市町、農業委員会、農地中間管理機構（以下、「農地バンク」という。）、JA、土地改良区及び地元推進団体など関係機関それぞれの役割及び担当者名を明確にした推進体制を確立し、出し手や受け手に対する意向調査の実施や耕作状況図の作成等について、連携して取り組む。

(3) 農業農村整備事業と連動した農地バンク事業の着実な推進

- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業（以下、「機構関連事業」という。）などの農業農村整備事業と連動し、事業実施区域内における農地バンク事業の活用を推進するため、事業計画策定段階から、県、市町、農地バンク、JA、土地改良区等関係団体による「事業調整検討会」を開催し、関係機関が連携した一体的な推進を図る。また、機構関連事業については、事業申請時に農地バンクに利用権設定されていることが必要となるため、各機関が全体スケジュールを共有し、円滑な事業実施に留意する。
- ・ 農業農村整備事業と農地バンク事業に係る関係機関の連携強化を図るため、県、農地バンク、静岡県農業会議（以下、「農業会議」という。）、静岡県農

業協同組合中央会（以下、「J A静岡中央会」という。）及び静岡県土地改良事業団体連合会（以下、「県土連」という。）は、定期的に五者会議を開催する。

- ・ 優良農地の整備、貸付けを積極的に推進するため、農地バンクは、農地耕作条件改善事業、果樹経営支援対策事業等の事業主体となり、農地の集積・集約化に取り組む。

（４）補助事業と農地バンク事業を連動させた推進

- ・ 荒廃農地再生・集積促進事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、茶園集積推進事業など各種補助事業の実施と連動した農地バンク事業の活用を推進するため、推進チームは、補助事業の説明会等の機会を利用して積極的にPRを行う。
- ・ 補助事業の相談があった際には、これを契機とした農地バンク事業の活用に向けて、前述の事業調整検討会を開催し、関係機関が連携した一体的な推進を図る。

（５）次代を担う農業経営体の育成と農地バンク事業を連動させた推進

- ・ 農業経営の法人化やビジネス経営体の経営発展を促進するために農林事務所に設置した農業経営体を伴走支援する普及指導員の専任チームの活動や、認定農業者、新規就農者、ビジネス経営体等の育成支援に係る活動と併せ、関係機関が連携して農地バンク事業による農地の集積・集約化に取り組む。
- ・ 新規就農者の確保・育成を図るため、がんばる新農業人支援事業の地域受入連絡会の構成員である県、市町、農業委員会、J Aなど関係機関と農地バンクが連携し、農地バンクが就農予定農地を中間保有する取組を進める。

（６）利用権満期更新時等における農地バンク事業の活用推進

- ・ 法改正に伴う農地バンク事業と農地利用集積円滑化事業（以下、「円滑化事業」という。）の統合一体化に伴い、県、農地バンク、市町、J A、農業委員会など関係機関は、円滑化事業の利用権が満期を迎える農地について、農地バンク事業への切替えを促進する。
- ・ 今後も継続して経営規模を拡大し、効率的かつ安定的な経営を目指す担い手については、賃料支払や貸借期間、集約化等の面において、農地バンク事業のメリットが大きいことの理解を促し、利用権設定等促進事業等からの切替えを進める。
- ・ 担い手の高齢化に伴い、急に農地が地権者に返還される事例が発生していることから、法に基づく書面での契約によらない農地の賃貸借については、安定的な農地の賃貸借が可能となり、地権者及び担い手双方にとってメリットのある農地バンク事業の活用を推進する。

(7) 集積計画一括方式による農地バンク事業の推進

- ・ 農地の受け手が決まっている場合については、手続き期間の短縮や事務手続きの簡素化のメリットを生かし、原則として集積計画一括方式による手続きを行うこととし、一層の農地バンク事業の推進を図る。

3 関係機関等との連携による農地バンク事業の推進

法改正を契機として、「農地バンク 5年後見直しを踏まえた関係機関との連携の強化について」（令和元年7月10日付け経済産業部長通知）を参考とし、県域段階や市町段階における関係機関の連携体制の強化を進めるとともに、各機関の役割を改めて見直すことを通じて、農地バンク事業の取組を一層推進する。

(1) 推進チームの設置と実務の分担

- ・ 市町段階においては、市町が中心となり、農業委員会、J A、土地改良区、農地バンク及び農林事務所等の関係機関により、農地バンク事業を推進するための「推進チーム」を組織する。
- ・ 農林事務所は、管内の農地バンク事業を円滑に進めるため、市町ごとの推進チームの設置に積極的に関与するとともに、これまでの経緯や実情を踏まえた実務の分担について、助言・支援を行う。
- ・ 円滑化事業から農地バンク事業への切替え手続きについては、J Aが中心となって関係機関と協力し、着実に進めていく。
- ・ 農地バンクは、関係機関との情報共有を図り、地域の担い手が確保できない農地等について、人・農地調整員によるマッチングを行うとともに、市町やJ A等との業務委託契約の締結により円滑な事業実施に努める。

(2) 農業委員・農地利用最適化推進委員との連携

- ・ 「農地等の利用の最適化」を推進するため、農林事務所、市町、農業委員会、J A、農地バンク等の関係機関が緊密に連携し、農業委員・農地利用最適化推進委員が「地域の世話役」として、地域・集落での話合いに積極的に参加するよう促していく。
- ・ 農地等の利用の最適化活動と連動した農地バンク事業の活用を推進するため、農業会議、県、農地バンクは、農業委員・農地利用最適化推進委員等を対象とした研修会を開催する。

(3) 担い手組織等との連携

- ・ 農地バンクと連携協定を締結した担い手組織8団体（静岡県農業経営士協会、静岡県青年農業士会、静岡県認定農業者協会、静岡県農業青年クラブ、静岡県農業法人協会、静岡県農業参入法人研究会、静岡県稲作研究会、J A静岡青壮年連盟）との連携活動を強化するため、これら団体の総会、理事会、研修会などの様々な機会をとらえ、農地バンク事業の周知・理解促進を図る。

4 農地バンク事業の周知徹底と制度理解の促進

- ・ 農地バンク事業の周知徹底と制度理解の促進を図るため、県、市町、農業委員会、JA、農地バンクなど関係機関は、必要な時に必要な情報が提供できるよう、広報紙やホームページ、回覧などの媒体を活用して継続的な広報を実施する。
- ・ また、上記広報や各関係機関が主催・参加する機会を捉え、法改正により事務手続きが簡素化されたことや円滑化事業と統合一体化が行われたこと等の周知を徹底し、一層の活用を推進する。

5 各地域の取組の展開方向

(1) 賀茂地域

- ・ 人・農地プランの実質化を進める中で、農地集積・集約化の推進体制を検討し、農地バンク事業の活用推進を図る。
- ・ 円滑化事業及び利用権満期案件から農地バンク事業への切替えについて、関係機関連携のもと推進するほか、参入希望法人に対し、農地バンク事業の活用推進を図る。
- ・ 河津町見高地区、南伊豆町湊地区・竹麻地区・南上地区等のまとまった荒廃農地については、基盤整備事業や企業参入等による荒廃農地解消及び農地バンク事業による集積を支援する。

(2) 東部地域

- ・ 三島市坂地区や函南町にわたる箱根南西麓地域の規模拡大志向農家の多い地域については、小規模農道整備等による耕作条件の改善により集積を進めるとともに、地域の話し合いにより荒廃農地を活用した農地バンク事業の掘り起しを図る。
- ・ 沼津市原・愛鷹地区、御殿場市板妻地区、伊豆の国市浮橋地区、その他伊豆市等のまとまった荒廃農地については、基盤整備事業や企業参入等による集積を支援する。
- ・ 円滑化事業による貸借を行っている農地については、農地バンク事業への切替えを円滑に進めるよう支援する。

(3) 富土地域

- ・ 富士市の浮島地区では、基盤整備事業の実施と併せ、農地バンク事業を活用した担い手への水田の集積・集約化を推進する。
- ・ 富士宮市精進川地区では、農業法人が飼料用米の生産を希望しており、人・農地プランの実質化を進める中で地権者の意向を確認し、農地バンク事業を活用した担い手への水田の集積・集約化と基盤整備を推進する。

(4) 中部地域

- ・ 東豊田地区など基盤整備等事業を計画・検討している地域では、関係者の意向を調整しつつ事業推進と併せて、担い手への農地集積を推進する。
- ・ 清水区の基盤整備完了地区では、土地改良区や農地利用最適化推進委員等と連携した取り組みにより、担い手へ農地が集積する仕組みづくりを進める。
- ・ 施設園芸農家へのハウスリースや就農支援組織を通じた新規就農者への農地の斡旋を通じて農地の集積に取り組む。

(5) 志太榛原地域

- ・ 牧之原台地や北部中山間地域の茶園地帯では、生産性の向上に向けた基盤整備等、担い手による話し合いを行い、農地バンク事業による集積・集約化を図る。
- ・ 藤枝市では、人・農地プランの実質化に向けた話し合いに基づき担い手への集積・集約化を図る。
- ・ ハイナン地区の水田地帯では、レタスなど高収益作物の安定生産を可能とする基盤整備事業を推進し、農地バンク事業による担い手の経営規模拡大を図る。

(6) 中遠地域

- ・ 水田では、大規模水稲経営体の育成に向けた水田の大区画化や耕作条件の改善に係る基盤整備と併せて担い手への農地の集積・集約化を推進する。また、今後、円滑化事業満期を迎える水田について、農地バンク事業への切替えを推進するとともに、その機会をとらえ、新規掘り起こしや利用権設定等促進事業からの切替えを推進する。
- ・ 茶園では、継続性の高い茶業経営体を育成するため、茶農協等の共同工場の組織再編や基盤整備と併せて担い手への農地集積・集約化を推進する。
- ・ 露地野菜では、産地拡大に向けて、水田の期間貸借の拡大や、荒廃農地の担い手への集積による再生・利用の拡大を推進する。
- ・ 新規就農者の育成に向けて、がんばる新農業人支援事業の地域受入連絡会と連携し、研修生の就農地の確保のために機構が農地を中間保有する取組を活用する。

(7) 西部地域

- ・ 人・農地プランの実質化を支援する中で、浜北区の農地集積を進めるなど、地域の特性に合った農地バンク事業の推進を図る。
- ・ 三ヶ日地区や都田上地区などの重点実施区域において、基盤整備事業と連動した農地バンク事業の推進を図る。
- ・ 担い手の経営に合わせた農地バンク事業の具体的なメリットを提案し、利用権設定等促進事業等からの切替えを推進する。